

東京工業高等専門学校における環境関連法規制適用条件及び規制内容

東京工業高等専門学校

- ・本校は、本校に適用される環境関連法規は遵守し、環境への負荷軽減に努めています。
- ・本校における環境関連法規制については、ISO14001を取得した松江工業高等専門学校の環境関連法規制適用条件及び規制内容を参考に東京都条例及び八王子市条例を調査しました。
- ・以後において確認した法規制及び新たに制定される法規制はその都度追加確認し、法遵守します。

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
1	大気汚染防止法	第2条第2項 施行令第2条・別表第1	①ばい煙発生施設を有していること。 ばい煙発生施設(主要なもの) 1. ボイラー(伝熱面積10㎡又はバーナーの燃焼能力重油換算 50㍑／h) 30. ディーゼル機関(燃焼能力重油換算 35㍑／h) 31. ガソリン機関(燃焼能力重油換算 35㍑／h)	ボイラー室(2基) 伝熱面積:19.7㎡ 寄宿舍(2基) 伝熱面積:11.5㎡ 機械実習工場 伝熱面積:14.4㎡	○

本校の現状の把握(環境側面調査の結果を参考にする)
○ディーゼル機関 なし
○ガソリン機関 なし

規制項目	規制内容	適用条項
排出基準	硫黄酸化物:q=K×10-3He2 ボイラー:8.658Nm/h LSA重油(いおう酸化物規制除外) ばいじん:0.30g/mN (ボイラー(排出ガス量1万m未満))	第3条 施行規則第3条 都条例(燃料種)
		施行規則第4条 施行規則第5条 都条例
ばい煙発生施設の設置の届出	次のことを知事に届け出ること。 ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 ②事業場の名称及び所在地 ③ばい煙発生施設の種類 ④ばい煙発生施設の構造 ⑤ばい煙発生施設の使用の方法 ⑥ばい煙の処理方法 ⑦添付書類	第6条 施行規則第8条
ばい煙発生施設の構造等の届出	上記④～⑥に変更があつた場合、変更の届出をすること。	第8条
氏名の変更等の届出	上記①②の変更の際は、又はその使用を廃したときは届出をすること。	第11条
ばい煙の排出の制限	排出基準を順守すること。	第13条
ばい煙量等の測定	ばい煙量・ばい煙濃度の測定し(1回／年以上)記録を3年間保管すること。	第16条 施行規則第15条
事故時の措置	事故等により、ばい煙等が大気中に多量に排出されたときは、応急措置を講じ、知事への通報をすること。	第17条

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
2	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第1条	目的 環境への負荷を軽減するための措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定めること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目標とする。		○
		第68条(規制基準の遵守)	①ばい煙 ②粉じん ③有毒ガス ④汚水 ⑤騒音 ⑥振動 ⑦悪臭の発生	指定作業場 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし	

規制項目	規制内容	適用条項
------	------	------

--	--	--	--	--	--

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
3	下水道法	第11条の2第1項・第2項 施行令第8条の2第1項・第2項	①下記の下水を排出又は水質汚濁防止法による特定施設を設置しており、公共下水道に排出していること。 下水の性状(どれか一つに該当していれば、適用) 1. 流出量50立方メートル／日以上 2. 沃素消費量:220 $\frac{\text{mg}}{\text{ℓ}}$ 以上 $\frac{\text{mg}}{\text{ℓ}}$ 以上に適合しない水質 3. ノルマルヘキサン抽出物質含有量: 鉱油類:5mg／ ℓ 以上 動植物油脂類:30mg／ ℓ 以上 4. 温度40℃以上 5. 水素イオン濃度:pH5. 7以下、8. 7以上 6. 生物化学的酸素要求量(BOD): 300mg／ ℓ 以上(5日間) 7. 浮遊物質質量:300mg／ ℓ 以上 8. その他(ダイオキシン、トリクロ、テクロ、ジクロロ等あり)		○

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
4	水質汚濁防止法	第2条第2項 施行令第1条別表第1	特定施設を有していること。 特定施設 71の2. 大学に設置されるそれらの業務の用に供される以下の施設 ・洗浄施設	特定施設の届出 実験室流し台	○

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
5	八王子市下水道条例	第5条	①公共下水道を使用するもの。		○

規制項目	規制内容	適用条項
使用開始等の届出	次のことを公共下水道管理者に届けること。 (変更時も同様) ①下水の量 ②使用開始時期	第11条の2
	日当たり50立方メートル以上排出するもの 特定施設	施行令第8条の2
水質の測定義務等	特定施設の設置者は、下水の測定をし、記録すること。	第12条の11

規制項目	規制内容	適用条項
特定施設の設置の届出	①特定施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届け出なければならない。	第5条第1項
排出水の汚染状態の測定等	排出水を排出する者は、汚染状態を測定し、その結果を記録しておくこと。	第14条
	「排出水」とは、特定施設を設置する事業場(「特定事業場」という)から公共用水域に排出される水をいう。	第2条第5項

規制項目	規制内容	適用条項
排水設備等の新設	新設の事前届出	第8条
使用の開始等の届出	使用者が公共下水道の使用を開始したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出ること。	第14条
水質の基準	使用者は、次の基準に適合しない下水を継続して排出するときは、除害施設を設けること。 ①下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4第1項各号に掲げる物質それぞれ当該各号に定める数値(但し、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。) ②温度 45度未満 ③アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満 ④水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満 ⑤生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満 ⑥浮遊物質質量 1リットルにつき600ミリ	第11条

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
6	八王子市下水道条 施行規則	第1条	八王子市下水道条例の施行について、必要な事項を定めるもの。		○

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
7	都民の健康と安全を 確保する環境に関する条例	第68条	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、同条第1項の排水基準にかえて適用する排水基準を定めるもの。(別表七)		○
			適用		
			1. 水道水源水域		
			2. 指定作業場		
			32科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査を行う事業所		

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
8	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 (廃棄物処理法)		①一般廃棄物及び(特別管理)産業廃棄物を排出していること。		○
			一般廃棄物の排出		
			実験廃棄物の排出		
			設備・機器の排出		

施行規則第8条の27に基づく報告は、当分の間」必要ない。(管理票の交付等の状況の報告:知事)
 施行規則
 附則(平成12年8月18日付け厚生省令第115号)
 第2条(経過措置)
 当分の間、第1条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
 第8条の27及び第8条の36は、適用しない。

	グラム未満	
	⑦ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
	鉱油類含有量:5mg／リットル以下	
	動植物油脂類含有量:30mg／リットル	
	以下	
	⑧窒素含有量 1リットルにつき120	
	ミリグラム未満	
	⑨リン含有量 1リットルにつき16ミリ	
	グラム未満	

規制項目	規制内容	適用条項
------	------	------

規制項目	規制内容	適用条項
有害物質に係る基準	条例別表七 (四 汚水の通り)	
有害物質以外の基準	イオン濃度 5, 8以上9以下	
	温度 40度以下	
	生物化学的酸素要求量 20ミリグラム/リットル	
	浮遊物質質量 40ミリグラム/リットル	
	ノルマンヘキサン抽出物質含有量	
	鉱油類 5ミリグラム/リットル	
	動物性油脂類 30ミリグラム/リットル	
	窒素含有量 40ミリグラム/リットル	
	燐含有量 6ミリグラム/リットル	

規制項目	規制内容	適用条項
事業者の責務	①廃棄物を自ら処理すること。	第3条
(一般・産廃共通)	③地方公共団体の施策に協力すること。	
事業者の処理	(特別管理)産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準に従い保管すること。	第12条
	産業廃棄物保管基準	第12条の2
	(特別管理産業廃棄物は⑥⑦も含める)	施行規則第8条
	①周囲に囲いが設けられていること。	施行規則第8条
	②必要事項が記載された掲示板を掲載すること。	の13
	③保管場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう措置を講じること。	
	④保管場所にはねずみが生息し、及び蚊、はえその他害虫が発生しないようにすること。	
	⑤その他	
	⑥特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれがないように仕切りを設けるなど必要な措置を講じること。	
	⑦その他性状により、個別に基準設定	
	(特別管理)産業廃棄物の収集運搬・処分は、	第12条

	委託基準に従い、許可を有している者等に委託すること。	第12条の2
	委託基準(特別管理産業廃棄物は③も含めること)	施行令第6条の2
	①収集運搬・処分の委託は、委託業者の許可の範囲内に含まれていること。	施行令第6条の6
	②委託契約は書面により行うこと。(必要事項の記入、5年間保管)	
	③特別管理産業廃棄物は種類・数量・性状を文書で通知すること。	
	最終処分が終了するまでの一連の処理工程における処理が適正に行われるよう措置を講ずるよう務めること。	第12条 第12条の2
	特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。(資格要件あり。)	第12条の2
産業廃棄物管理票(マニフェスト)	(特別管理)産業廃棄物の収集運搬・処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物管理票(以下単に管理票という。)を交付すること。	第12条の3 施行規則第8条の20
	注意点	
	①当該(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに交付すること。	
	②当該(特別管理)産業廃棄物の運搬先が二つ以上ある場合には、運搬先ごとに交付すること。	
	③管理票の記載事項に間違いがないことを確認のうえ、交付すること。	
	④管理票の控えを運搬受託者からの管理票の写しがあるまで保管すること。	
	管理票の送付を受けたときは、管理票により収集運搬・処分が完了したことを確認し、送付を受けた日から5年間保存すること。	第12条の3 施行規則第8条の30
	次のとおり、報告書を都道府県知事に提出すること。	第12条の3 施行規則第8条の27
	①事業場毎に報告すること。	
	②その年の3月31日以前の1年間で交付した管理票の交付状況により、作成すること。	
	③毎年6月30日までに提出すること。	
	次の期間内に管理票の写しの送付を受けないとき、又は虚偽の内容が記載された管理票の送付を受けたときは、当該(特別管理)産業廃棄物に係る収集運搬・処分の状況を確認すると共に、必要な措置を講じ、期間経過後30日以内に都道府県知事に報告書を提出すること。	第12条の3 施行規則第8条の27
	①収集運搬が終了した旨が記載された管理票の写し:90日 (特別管理産業廃棄物は60日)	
	②処分が終了した旨が記載された管理票の写し:90日 (特別管理産業廃棄物は60日)	
	③最終処分が終了した旨が記載された管理票の写し:180日	

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
11	毒物及び劇物取締法		①②は個別の適用要件であり、それぞれに規制あり。		
		第3条の2	①特定毒物を製造・使用していること。		×
		第2条第3項・別表第3	特定毒物		
			1. オクタメチルピロホスホルアミド		
			2. 四アルキル鉛		
			3. ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト		
			4. ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト		
			5. ジメチルー(ジエチルアミドー1ークロクロトニル)ーホスフェイト		
			6. ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト		
			7. テトラエチルピロホスフェイト		
			8. モノフルオール酢酸		
			9. モノフルオール酢酸アミド		○
			10. その他		
		第15条の2第1項	②次に定める薬品を使用・廃棄していること。		
			毒物: 容器に「毒物」の表示のある薬品		
			劇物: 容器に「劇物」の表示のある薬品		
		施行令第38条第1項・第2項	政令で定める薬品		
			1. 無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物(1mg／ $\frac{1}{100}$ 以上)		
			2. 塩化水素、硝酸、硫酸、水酸化カリウム、水酸化ナトリウムを含有する液体状の物(水で10倍に希釈したpHが2～12までの物を除く)		
		第22条第5項	毒物又は劇物を業務上取り扱うものについての準用		○
			高等専門学校:		
			毒物又は劇物を業務上取り扱うものとして位置		
		第11条	1. 毒物又は劇物の取扱		
		第12条第1項・第3項	2. 毒物又は劇物の表示		
		第16条の2	3. 事故の際の措置		
		第17条	4. 立ち入り検査		

本校の現状の把握(環境側面調査の結果を参考にする)
○特定毒物に該当するかの確認
○毒物・劇物の現状

規制項目	規制内容	適用条項
禁止規定	①特定毒物を使用・製造しようとする者は、知事の許可を得ること。	第3条の2
	④特定毒物研究者は特定毒物を学術研究以外の用途に供さないこと。	
	⑥毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者でなければ特定毒物を譲り渡し、譲り受けないこと。	
	⑩毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者でなければ特定毒物を所持しないこと。	
	次の興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物又は劇物(これらを含有する物を含む。)をみだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持しないこと。	第3条の3
	・トルエン	施行令第32条の2
	・酢酸エチル	
	・トルエン又はメタノールを含有するシンナー	
	・接着剤	
	・塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料	
	次の引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物は、業務その他正当な理由による場合を除いては、所持しないこと。	第3条の4
	・亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤(亜塩素酸ナトリウムを30%以上を含有するものに限る。)	施行令第32条の3
	・塩素酸塩類及びこれを含有する製剤(塩素酸塩類を35%以上を含有するものに限る。)	
	・ナトリウム	
	・ピクリン酸	
特定毒物研究者の許可	特定毒物研究者は許可を受けようとするとき、知事に申請書を提出すること。	第6条の2
届出	次の場合、30日以内に知事に変更の届出をすること。 ①氏名又は住所を変更したとき ②その他厚生労働省令で定める事項を変更したとき ③当該研究を廃止したとき	第10条第2項
毒物又は劇物の取扱	①特定毒物研究者は毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じること。 ②特定毒物研究者は毒物もしくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であって政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 ③特定毒物研究者は、その研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ流れ出、又はしみ出	第11条

	ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならぬ。	
	④特定毒物研究者は毒物又は厚生労働省令で定める劇物についてはその容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	
毒物又は劇物の表示	①特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。	第12条
	②特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	
廃棄の方法	毒物又は劇物は次のいずれかの方法により廃棄すること。	第15条の2
	①中和・加水分解・酸化・還元・希釈・その他方法により、毒物・劇物・法第11条第2項に該当しないものとする。	施行令第40条
	②ガス体又は揮発性の毒物劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ放出又は揮発させること。	
	③可燃性の毒物劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で少量ずつ燃焼させること。	
	④その他	
事故の際の措置	①特定毒物研究者は、保健衛生上の危害が生ずる事故が起きた時、保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じること。	第16条の2
	②特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出ること。	

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
12	ポリ塩化ビフェニル 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (PCB法)	第2条第2項	①PCB廃棄物を保管していること。	PCB使用機器の保管	○

規制項目	規制内容	適用条項
PCB廃棄物保管等の届出	毎年度、PCBの保管・処分状況に関し、都道府県知事に届出ること。	第8条
PCB廃棄物の期間内処分	PCBは法の施行日から15年以内に処分すること。	第10条 施行令第3条
安全処理・保管	他の廃棄物と間違えないように保管	ポリ塩化ビフェニル 廃棄物処理基本計画

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
13	ポリ塩化ビフェニル 廃棄物の適正な処理		ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行については、同法施行令及び同法施行規則に定めるも		○

規制項目	規制内容	適用条項
------	------	------

	の推進に関する特別措置法施行細則		ののほか、この規則の定めるところによる。		

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
14	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保などに関する法律	第19条	①第1種特定製品を廃棄していること。	設備・機器の排出	○
			第1種特定製品		
		第2条第2項	1. フロン類を冷媒として使用している業務用のエアコン・冷蔵庫・冷凍機器		
		第2条第1項	フロン類		
			1. クロロフルオロカーボン(CFC)		
			2. ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)		
			3. ハイト°ロフルオロカーボン(HFC)		

本校の現状の把握(環境側面調査の結果を参考にする)
○エアコン、冷蔵庫の現状把握

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
15	消防法		①～④は個別の適用要件であり、それぞれに規制あり。		○
		第8条第1項	①建物の用途が防火対象物であること。		
			防火対象物		
		施行令第1条の2第3項	(7)高等専門学校		○
		第4項別表第1			
		第9条の3	②指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱いしていること。		
		危険物の規制に関する政令第1条の11	1. 第1類(酸化性個体:塩素酸塩類、硝酸塩類、過マンガン酸塩類、重クロム酸塩類等		
		別表第3	:50Kg～1000Kg		
			2. 第2類(可燃性固体:硫化りん、赤りん、硫黄、鉄粉、金属粉、マグネシウム等		
			:100Kg～1000Kg		
			3. 第3類(自然発火性物質及び禁水性物質:カリウム、ナトリウム、アルカリ金属、有機金属化合物、金属の水酸化物、黄磷、金属のりん化物)		
			:10Kg～100Kg		
			4. 第4類		
			・特殊引火物(ジエチルエーテル、アセトアルデヒド、酸化プロピレン、二硫化炭素等):50kg		
			・第1石油類(ガソリン、ベンゼン、トルエン、アセトン、メチルエチル、ケトン等):200～400kg		
			・アルコール類(メチルアルコール、エチルアルコール、イソプロピルアルコール等):400kg		
			・第2石油類(灯油、軽油、キシレン、酢酸等):		
			:1000Kg～2000Kg		
			・第3石油類(重油、ニトロベンゼン、エチレングリコール、グリセリン等)	危険物貯蔵所の設置	
			:2000Kg～4000Kg	重油室内タンク	
			・第4石油類(ギアー油、シリンター油、潤滑油等):	・重油 9,000ℓ	
			:6000Kg		
			・動植物油類(アマニ油等):10000kg		
			・第5類(自己反応性物質:有機化酸化物、硝酸エステル類、ニトロ化合物等):10kg～100kg		

規制項目	規制内容	適用条項
第1種特定製品廃棄者の引渡義務	第1種特定製品を廃棄する際は、第1種フロン類回収業者に充填されているフロンを引き渡すこと。	第19条

規制項目	規制内容	適用条項
防火管理者の選任と業務	防火管理者を定め、所轄消防長又は消防署長に届け出ること。	第8条
	(防火管理者の業務)	
	①消防計画の作成	
	②その他以下の業務	施行令第4条
	・消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施	
	・消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備	
	・火気の使用又は取扱いに関する監督	
	・避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理、収容人員の管理	
	・その他防火管理上必要な業務	
危険物の貯蔵、取り扱いの制限	指定数量以上の危険物の貯蔵・取り扱いは、製造所、貯蔵所及び取扱所(以下、製造所等という。)で行うこと、(但し、所轄消防長又は消防署長の承認を受けた場合、10日以内に限り貯蔵・保管できる。	第10条
技術上の基準	製造所等は技術上の基準を順守すること。	第10条
製造所等の設置・変更の許可申請	製造所等毎に市長の許可を得ること、変更するときも同様(変更とは、製造所等の位置、構造又は設備の変更)必要事項を記載した申請書と必要書類を提出すること。	第11条 政令第6条・7条
危険物の品名・数量又は指定数量の倍数の変更	10日前までに市長に届け出ること。	第11条の4

			・第6類(過酸化水素、硝酸等):300kg		
		第9条の2	③圧縮アセチレンガス・液化石油ガスを貯蔵又は取り扱っていること。		

危険物保安監督者の選任・解任(地下タンク貯蔵所)(屋内貯蔵所)	危険物取扱者(実務経験6ヶ月必要)の中から危険物保安監督者を定め、市長に届け出ること。危険物保安監督者は誠実にその職務を行うこと。	第13条 政令第31条・48条
危険物保安講習	製造所等で危険物の取扱作業を行う危険物取扱責任者は、定期的に講習を受けること。	第13条の23
製造所等の定期点検	自衛消防組織を置かなければならない。次のとおり点検し、その点検記録を作成し、保存しなければならない。 定期点検を要する製造所等 地下タンク貯蔵所、一般取扱所 (指定数量の10倍以上及び地下タンクを有するもの)	第14条の4 第14条の3の2 政令第8条の5
	点検事項	
	技術上の基準への適合性	規則第62条の4
	点検実施者:危険物取扱者	規則第62条の6
	点検の時期:1年に1回以上	規則第62条の4
	点検記録への記入事項	規則第62条の7
	①点検をした製造所等の名称	
	②点検方法及び結果	
	③点検年月日	
	④点検を行った危険物取扱者	
	点検記録の保存年数:3年間	規則第62条の8
技術上の基準	技術上の基準を順守すること。	
	①掲示板の設置(用途、危険物の類、品名、最大数量の掲載)	
	②その他	

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
16	東京都火災予防条例	第31条	指定数量の1／5以上指定数量未満(以下、少量危険物という。)の危険物を貯蔵又は取り扱っていること。	少量危険物貯蔵所の設置	○
				①第一石油類 (ガソリン、アセトン)	
				②第二石油類 (軽油、灯油)	
				③第四石油類 (シリンダー油、潤滑油)	

規制項目	規制内容	適用条項
指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準		第30条
指定数量の1／5以上指定数量未満の危険物貯蔵及び取扱いの基準		第31条～ 第32条
少量危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等	指定数量の1／5以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。	第46条 条例施行規則 第12条 (様式第11号)

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
17	高圧ガス保安法		①、②、③は個別の適用条件		×
		第5条第1項第1号 施行令第3条	①圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が以下に定める値以上である設備を使用して高圧ガスの製造(容器に充てんすることを含む)をすること。		
			1. 第1種ガス(ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(可燃性のものを除く又は空気):300立米		

規制項目	規制内容	適用条項
製造の許可等	知事の許可を受けること。 (許可を受けたものは第1種製造業者)	第5条
	事業開始の20日前までに知事に必要事項の届出を行うこと。	
承継 (第一種製造業者)	相続、合併又は分割があった場合、第一種製造業者の地位を承継した者は、遅滞なく、	第10条

		2. その他:100～300立米		
第16条第1項 施行令第5条	②以下に定める高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ都道府県知事の許可を受けて設置する貯蔵所においてすること。 (第一種貯蔵所)		×	
	1. 第1種ガス(ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノンラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(可燃性のものを除く又は空気):3000立米以上			
	2. その他:1000立米以上			
第17条の2	③以下に定める高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ都道府県知事に届け出て設置する貯蔵所においてすること。 (第二種貯蔵所)		×	
	1. 第1種ガス(ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノンラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(可燃性のものを除く又は空気):300立米m以上3000立米未満			
	2. その他:300立米上1000立米未満		×	
第48条	②高圧ガスを容器に充填していること。		×	

本校の現状の把握(環境側面調査の結果を参考にする)
 ○製造の定義に該当するかの確認が必要
 ○高圧ガスの種類毎に数量を確認する必要あり

	知事に届け出ること。	
製造のための施設及び製造の方法 (第一種製造業者)	製造のための施設について、その位置、構造及び設備が技術上の基準(法第8条第1号)を遵守すること。 技術上の基準(法第8条の2号)に従って高圧ガスの製造をすること。	第11条
	製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、知事の許可を受けること。	第14条
貯蔵 (第一種、第二種貯蔵所)	高圧ガスの貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従うこと。 ①一般高圧ガス保安規則第18条に定める技術上の基準 ②液化石油ガス保安規則第19条に定める技術上の基準	第15条
承継 (第一種貯蔵所)	第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、知事に届出ること。	第17条
危害予防規程 (第一種製造業者)	危害予防規程を定め、知事に届け出ること。 これを変更したときも、同様危害予防規程の順守。	第26条
保安教育 (第一種製造業者)	従業者に対する保安教育計画を定め、忠実に実施すること。	第27条
(第一種、第二種貯蔵所)	従業者に保安教育を施さなければならない。	
保安統括者、保安技術管理者及び保安係員 (第一種製造業者及び第二種製造業者)	高圧ガス製造保安統括者(以下「保安統括者」という。)を選任し、知事に届け、次の職務を行わせること。 (職務)	第27条の2
	保安統括者は、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を統括管理	第32条
	高圧ガス製造保安技術管理者(以下「保安技術管理者」という。)を選任し、知事に届け、次の職務を行わせること。(緩和規定あり)。 (保安技術管理者の資格基準)	第27条の2
	・高圧ガス製造保安責任者免状(以下「製造保安責任者免状」という。)の交付を受けている者	
	・高圧ガスの製造に関する経験を有する者	
	(職務)	第32条
	保安技術管理者は、保安統括者を補佐して、高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項を管理する。	
	高圧ガス製造保安係員(以下「保安係員」という。)を選任し、知事に届け、次の職務を行わせなければならない。 (保安係員の資格基準)	第27条の2
	・製造保安責任者免状の交付を受けている者	
	・高圧ガスの製造に関する経験を有する者	
	(職務)	第32条
	保安係員は、製造のための施設の維持、	

	製造の方法の監視その他高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項等を管理する。	
	保安係員は、定期的に講習を受講すること。	第27条の2
保安検査 (第一種製造業者)	隔年に、知事が行う保安検査を受けること。	第35条
定期自主検査 (第一種製造業者及び第二種製造業者)	定期的に、保安のための自主検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存すること。	第35条の2
危険時の措置及び届出	高圧ガスの製造のための施設が危険な状態となったときは、応急の措置を講じること、又はその旨を知事又は警察等に届け出ること。	第36条
充填	高圧ガスを容器に充填する際は、次の容器に充填すること。 1. 刻印(容器・付属品検査合格(再検査合格をも含む)の刻印等)がされたものであること。 2. バルブがあること。 3. 検査後、加工がされていないこと。 4. その他	第48条
ガスポンペの保管	①通風又は換気の不十分なところ、火気を使用する場所、爆発性・発火性の物などがあるところには置いてはならない。 ②温度を40度以下に保つこと、転倒の恐れがないように保持すること。	労働安全衛生規則第263条

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
18	特定家庭用機器再商品化法	第2条第4項	①「特定家庭用機器」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具その他の機械器具。政令で定めるものをいう。		○
		第6条	②消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払ににに応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。		
		第33条2	③第17条の規定により引き取るべき製造業者等が存せず、又は当該製造業者等を確認することができない特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を実施すること。		

本校の現状の把握(環境側面調査の結果を参考にする)
○エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の現状確認

規制項目	規制内容	適用条項
特定家庭用機器	特定家庭用機器再商品化法で定める機械器具は、次のとおりとする。 ①ユニット形エアコンディショナー(ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る) ②テレビジョン受信機(ブラウン管式のものに限る) ③電気冷蔵庫 ④電気洗濯機	施行令第1条
引き渡し相手	購入小売業者 製造業者 指定法人	第6条

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
19	建設工事に係る資材の再資源化等に関す	第10条 施行令第2条	①対象建設工事を発注すること。 対象建設工事		×

規制項目	規制内容	適用条項
対象建設工事の届出等	対象建設工事の発注者は工事に着手する7日前までに、知事に届け出ること。	第10条

	る法律		1. 建築物の解体工事:床面積80m以上		
			2. 建築物の新築・増築工事:床面積500m以上		
			3. 新築工事等で2に該当しない新築・増築工事:		
			工事の請負代金額1億円以上		
			工事は解体工事と新築工事等に分類、新築工事等とは		
			解体工事以外の建設工事のこと。		
			4. 建築物以外の解体工事又は新築・改築工事:500万円以上		

	1. 解体工事等は解体する建築物等の構造	
	2. 新築工事等は使用する特定建設資材の種類	
	3. 工事着手の時期及び工程の概要	
	4. 分別解体等の計画	
	5. 解体工事等は建築物等に用いられた建設資材の見込み量	
	6. その他	

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
20	電気事業法		①事業用電気工作物を有していること。		○
			事業用電気工作物		
		第38条	3. 一般用電気工作物以外のもの	一般用電気工作物	
		施行規則第48条	一般用電気工作物とは	以外に該当	
			1. 600V以下の電圧で受電し、受電場所と同一構内で使用するための電気工作物であって、受電のための電線路以外の電線路によりその構内の場所に当たる電気工作物と電氣的に接続されていないもの。	本校受電施設6600V	
			2. 小出力発電施設の工作物を同一構内に有するもの。		
			小出力発電施設とは		
			・太陽電池発電施設は、出力20Kw未満		
			・風力発電施設は、出力20Kw未満		
			・水力発電施設は、出力10Kw未満		
			・内燃力を原動機とする火力発電施設は、出力10kw未満		

規制項目	規制内容	適用条項
保安規程	保安規程を定め、事業用電気工作物の使用の開始前に、経済産業省に届け出ること。	第42条
	これを変更したときも、同様	
事業用電気工作物の設置及び工事計画の届出	工事の計画を経済産業大臣に届け出ること。計画の変更も、同様	第48条
使用前安全管理検査	使用の開始前に、自主点検を行い、その結果を記録すること。	第50条の2

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
21	国等による環境物品等の調達等に関する法律 (グリーン購入法)	第7条	①各省庁、独立行政法人、特殊法人、地方公共団体に適用	事務用消耗品等の購入	○
		第10条			

規制項目	規制内容	適用条項
環境物品等	①再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料又は部品	第2条
	②環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用により排出される温室効果ガスが少ないこと、使用後に全部又は一部が再使用又は再利用しやすい製品	
	③環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務	
環境物品等の調達方針	各省庁の長及び独立行政法人等の長(特殊法人の場合はその代表者)は、毎年度、基本方針に即して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成・実施すること。	第7条
調達実績の概要の公表等	各省庁の長及び独立行政法人等の長(特殊法人の場合はその代表者)は、毎会計年度又は毎事業年度終了後、遅滞なく環境物品等の実績の概要をとりまとめ、公表すると共に、環境大臣に通知すること。	第8条

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
22	騒音規制法		①と②に該当していることが適用条件	本校は指定地域内	×
		第2条第1項	①特定施設を有していること。		
		第5条		特定施設には該当し	

規制項目	規制内容	適用条項
規制基準	規制基準は知事が定める	第4条

		施行令第1条第1項別表1	特定施設	ない。	規制基準の遵守	規制基準を遵守すること。	第5条
			1. 金属加工機等				
			圧延機械、機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの)、切断機、等				
			2. 空気圧縮機及び送風機		特定施設の届出	次のことを市長に届け出ること。	第6条
			(原動機の定格出力7. 5キロワット以上)			①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	施行規則第4条
			3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機			②事業場の名称	
			(原動機の定格出力7. 5キロワット以上)			③特定施設の種類	
			4. その他			④騒音防止の方法	
						⑤特定施設の使用方法	
		第3条第1項、第5条	②都道府県知事が定めた指定地域内に事業場を有していること。			⑥その他	
						⑦添付書類	
					特定施設の変更の届出	上記③～⑤を変更しようとするときは、変更しようとする30日前までに市長に届け出ること。	第8条
					氏名の変更等の届出	上記①②を変更した場合は、30日以内に市長に届け出ること。	第10条

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
23	騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第68条第1項	工場又は特定作業所を設置している者は、規制基準を超える・・騒音・・を発生させてはならない。		○
		第68条第2項(規制基準別表第7	①第1種区域 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域その他		
			②第2種区域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
			第一種住居地域、第二種住居地域	本校は第一種住宅地域	
			準住居地域		
			(規制基準)		
			6:00～ 8:00 45デシベル		
			8:00～19:00 50デシベル		
			19:00～23:00 45デシベル		
			23:00～ 6:00 45デシベル		
			③第3種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域		
			④第4種区域 工業地域		

規制項目	規制内容	適用条項
------	------	------

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
24	工場立地法		①と②に該当していることが適用条件	本校は製造業等に該当せず	×
		第6条第1項	①製造業等(製造業、電気供給業、ガス供給業、又は熱供給業)であること。		
		施行令第2条	②敷地面積9, 000㎡以上、又は建築物の建築面積が3, 000㎡以上であること。	本校の敷地面積99, 647㎡	

規制項目	規制内容	適用条項
------	------	------

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
25	工業用水法		①指定地域内で、井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供しようとする(ここでいう工業とは、製造業、電気供給業、	本校は井戸水に該当せず	×

規制項目	規制内容	適用条項
------	------	------

			ガス供給業、熱供給業をいう。）	本校は工業に該当せず	
--	--	--	-----------------	------------	--

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
26	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）	第3条	①～④は個別の適用要件であり、それぞれに規制あり。 ①新規化学物質を製造・輸入する。 （但し、試験研究用は適用外）		×
		第6条第1項	②第1種特定化学物質を製造・輸入する。 （但し、試験研究用は適用外）		×
		第23条	③第2種監視化学物質を製造・輸入する。 （但し、試験研究用は適用外）		×
		第26条	④第2種特定化学物質を製造・輸入する。 （但し、試験研究用は適用外）		×

本校の現状の把握
○化学物質の確認
○特定化学物質の確認

規制項目	規制内容	適用条項
------	------	------

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
27	特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）		第1種指定化学物質等取扱業者であることが適用条件 具体的には、次の①～③全てに該当していること。	年間取扱量が規定数量以下のため該当せず	×
		法第2条第5項	①次の業種であること。 政令で定められた業種		
		施行令第4条第2項	22. 高等教育機関		
		第2条第5項	②常時使用する従業員（パート等も含む）が21人以上		
		施行令第4条第2号			
		第2条第5項	③年間取扱量（製造中に含まれるものも含む）が1トン以上（副生成を含む）の第1種指定化学物質を取り扱っていること。		
		施行令第4条第1項	※製品においては、含有される第1種指定化学物質の質量が1％以上のもの（特定第1種指定化学物質は0. 1％以上） ※特定第1種指定化学物質は0. 5トン以上（経過措置なし）		

本校の現状の把握
○第1種指定化学物質の確認

規制項目	規制内容	適用条項
------	------	------

第1種指定化学物質（1t以上）
亜鉛その他
特定第1種指定化学物質（0.5t以上）
カドミウム、クロム、ニッケル、ヒ素、ベリリウム

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
28	食品循環資源の再利用などの促進に関する法律（食品リサイクル法）	第2条	①年間100トン以上の食品廃棄物等を排出すること。	年間100トン以上の食品廃棄物等の排出	×
		第9条	食品廃棄物等 1. 食品が供された後に、又は供されずに廃棄されたもの。 2. 食品の製造・加工、又は調理過程で副次的に発生し、食用に供することができないもの。	に該当せず	

規制項目	規制内容	適用条項
------	------	------

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
29	悪臭防止法	第3条第1項	①都道府県知事が定めた規制地域内に事業場を有していること。	第1種地域	○
		第7条第1項		第1種住宅地域	

規制項目	規制内容	適用条項
規制基準	知事が定める。	
規制基準の順守義務	規制基準を順守すること。	第7条
事故等の措置	事故等により、悪臭原因物が排出され、規制基準に適合しない、又はおそれがあるときは、応急措置を講じ、知事に通報すること。	第10条

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
30	悪臭物質の排出を規制する地域及び悪臭物質の規制基準	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第68条第1項	工場又は特定作業所を設置している者は、規制基準を超える・・悪..を発生させてはならない。	本校は第1種住	○
			規制地域: 第1種地域		
		第68条第2項(規制基準別表第7	第1種住居地域		
			規制基準: 臭気指数 10～31		

規制項目	規制内容	適用条項
------	------	------

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
31	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)		①②は個別の適用条件 (①に該当する場合、②には適用されない)		×
		第6条第1項	①1に該当し、2と3のいずれかに該当する事業場が第1種エネルギー管理指定工場	本校は製造業等に該当せず	
		施行令第1条の2	1. 製造業、鉱業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業のいずれか	16年度重油使用量	
		施行令第2条第1項	2. 燃料などの使用量: 原油換算3000k ^{リットル} ／年以上	98k ^{リットル}	
		施行令第2条第2項	3. 電気使用量: 1200万kw／年以上	16年度電気使用量	
				161万kwh	
		第12条の2第1項	②以下のどちらか一方に該当していれば第2種エネルギー管理指定工場	15年度重油使用量	×
		施行令第4条の2第1項	1. 燃料などの使用量: 原油換算1500k ^{リットル} ／年以上	98k ^{リットル}	
		施行令第4条の2第2項	3. 電気使用量: 600万kw／年以上	15年度電気使用量	
				161万kwh	

規制項目	規制内容	適用条項
エネルギー管理員の選任	エネルギー管理員を選任し、経済産業大臣に届けること。	第12条の3
	(エネルギー管理員の資格要件)	
	①指定講習機関の講習を終了したもの	施行規則第11条
	②エネルギー管理士免状を有するもの	の5
指定講習	エネルギー管理員は、定期的(原則3年毎)に指定講習を受講すること。	第12条の3
帳簿の作成	燃料等の使用量・電気の使用量を毎月末までに前月の状況を記録すること。	第12条の4

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
32	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)	第2条第11項	①特定容器利用事業者 収益事業であって主務省令で定めるものに限る。	本校は特定容器利用事業者等①～③に該当せず	×
		施行規則第6条	農業、林業、漁業、製造業、卸売業、小売業		
		第2条第12項	②特定容器製造等業者 特定容器の製造等の事業を行う者		
		第2条第13項	③特定包装利用事業者 その事業において、その販売する商品について、特定包装を用いる事業者		

規制項目	規制内容	適用条項
再商品化義務	特定分別基準適合物を再商品化義務量の再商品化をすること。	第13条
特定分別基準適合物	次の容器包装の内、分別基準適合物に適合するもの。	第2条
	①無色のガラス等	規則第4条
	②茶色のガラス等	
	③無色・茶色以外のガラス等	
	④紙製の容器包装等	
	⑤ペットボトル等	
	⑥プラスチック製の容器包装等	
再商品化義務量(自主算定方式)		第13条
帳簿	次の事項を記載し、保存すること。	第38条
	①再商品化義務量	
	②容器包装廃棄物として排出される見込量	
	③前年度包装利用量	
	④自主回収又は委託回収量	
	⑤その他	

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
33	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	第10条	事業者は環境保全の意欲の増進または環境教育を行うよう努めなくてはならない。		○

規制項目	規制内容	適用条項
------	------	------

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
34	東京都環境基本条例	第6条	事業者の責務		○
			1. 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。		
			2. 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報提供の提供に努めなければならない。		
			3. 前項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工又は販売その他事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。		
			4. 前三項に定めるもののほか、事業者は、その事業に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、都又は市町村が実施する環境保全に関する施策に協力する責務を有する。		

規制項目	規制内容	適用条項
------	------	------

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
36	浄化槽法	第5条	設置等の届出	本校は浄化槽に該当せず	×
			浄化槽を設置しようとする者は、市長に届け出なければならない。		

規制項目	規制内容	適用条項

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
37	八王子市民の生活環境保全を守る条例	第2条第2項	事業者は、事業活動により生活環境を損なうことのないよう必要な措置を講ずるとともに、市長に協力して生活環境の改善に努めるなければならない。		○

規制項目	規制内容	適用条項
第6条	緩衝緑地の設置	第9条
第12条	廃棄物の投棄禁止	
第14条	廃棄物の燃焼制限	
第14条	空閑地の管理義務	
第15条	地下浸透による排水処理の規制	

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
38	放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第1条	目的		×
			放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取り扱い、	本校のエックス線装置	
			放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によって汚染された物の廃棄その他の取り扱いを規制することにより、これたによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保すること。	管電圧60KV以下 指定数量以下のため該当せず	

規制項目	規制内容	適用条項
------	------	------

職員の安全衛生の観点から「労働安全衛生法」及び電磁放射線障害防止規則」の適用

○電離放射線障害防止規則第3条
管理区域の明示

○電磁放射線障害防止規則第46条(労働安全衛生法施行令第6条5号)
エックス線作業主任者の選任:なし(八王子労働基準監督署に確認済)

○エックス線装置の保有状況

電子工学科	透過型電子顕微鏡JEM-100S	100KV
電子工学科	X線回折装置JDX-3531	40KV
	X線回折装置RAD-2A	50KV
	X線回折装置MXP3	60KV (第2棟3階)

規制項目	規 制 内 容	適用条項
使用済自動車の引渡義務	自動車の所有者は、当該自動車を使用済みとなったときは、引渡業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	

規制項目	規制内容	適用条項
------	------	------

規制項目	規制内容	適用条項
	学校等特殊建築物で100㎡以上	

[illegible]

			なければならない。		×
			アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置を用いて行う溶接		
			ボイラー取り扱い業務		×
					×
			放射線業務		
			動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において 行う当該機械による作業		×
			特定化学物質等を取り扱う作業 試験研究のため取り扱う作業を除く		×

アセチレン溶接装置及び	水素もしくは溶解アセチレン:400ℓ以上	施行令
ガス集合溶接装置を用い	その他の可燃性ガス:1000ℓ以上	第6条第2号
て行う切断又は加熱の作	本校は数値以下	
業	授業は業務ではない。 (八王子市労働基準監督署確認)	
ボイラー取り扱い業務	伝熱面積の合計が25以上500立米未満	施行令
	外部委託のため不要	第6条第4号
放射線業務	X線装置の使用の業務	施行令
	授業は業務ではない。 (八王子市労働基準監督署確認)	第6条第5号
		施行令
動力により駆動されるプ	本校は1台のため不要	第6条第7号
ス機械を5台以上有する	授業は業務ではない。 (八王子市労働基準監督署確認)	
事業場において行う当該		
機械による作業		
特定化学物質等を取り扱	試験研究のため取り扱う作業を除く	施行令
		第6条第18号

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面	判定
43	環境配慮促進法	第8条	環境報告書の公表等		○
			(年度終了後6月以内)		

規制項目	規制内容	適用条項
	特定事業者 国立高専機構	
	17年度より適用(1回/年度)	

NO	法規制等の名称	適用条項	適用条件	環境側面判定	規制項目	規制内容	適用条項
	労働安全衛生衛生法	第88条第1項	計画の届出等 設置・移転・主要構造部分の変更をする場合は、当該工事を開始に日の30日前までに労働基準監督署長に届け出る。 (規則第86条 別表第7)				
			五 アセチレン溶接装置	×			
			十三 局所排気装置等(有機則第5・6条)	○			
			十七 特定化学設備(令第15条第1項第10号) 局所排気装置等	○			
			定期自主検査(令第15条) 六 局所排気装置	○			
			有機溶剤の作業環境測定記録及び評価記録 (有機則第28条、第28条の2) 3年間保存	○			
プール等取締条例		第3条第2項	(届出) 専ら学生を対象とするプールを経営する者は、知事に届け出なければならない。	プール設置 ○	(変更等の届出) ・プール経営届に記載した事項を変更の必要が有るとき 変更したときは変更届を提出		施行規則第9条第1項
		第11条	(罰則) 無届けで学校プールを経営した者 5万円以下の罰金	○	・再開(廃止)届の提出	プールを休止した後再開しようとするとき、または廃止したとき。	施行規則第9条第2項
		第5条	(設置の基準) 1 施設内は常に整頓し、水泳者が利用する場所は、毎日1回以上清掃すること。 2 危険防止及び救助のため、監視人を配置すること。 3 入口、更衣所その他水泳者の見やすい場所に利用者の注意事項を表示すること。 4 伝染病疾患にかかっている者とは入場させないこと。 5 閉場後は、直ちに施設を点検し、以上の有無を確認すること。 6 各号で掲げるほか、規則で定める事項、		(措置の基準) 条例第5条第6号の規則で定める事項	第一共通基準 10 疾病及び事故発生報告 11 維持管理状況を毎日記録し、保存すること。 第二特定基準 2の3 水質検査 遊離残留塩素濃度 毎時1回以上 水素イオン濃度、濁度、大腸菌 一般細菌等 毎月1回以上	施行規則第12条 別表第二